

○合志市立小・中学校就学予定者の就学すべき小・中学校の指定に関する規則

平成18年2月27日教委規則第12号

改正

平成21年11月25日教育委員会規則第7号

平成22年11月24日教育委員会規則第5号

平成23年4月25日教育委員会規則第3号

平成28年1月25日教育委員会規則第1号

平成28年7月22日教育委員会規則第3号

令和元年7月26日教育委員会規則第1号

令和2年2月25日教育委員会規則第3号

合志市立小・中学校就学予定者の就学すべき小・中学校の指定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、合志市立小・中学校就学予定者の就学すべき小・中学校の指定をすることを目的とする。

(就学すべき小・中学校の指定)

第2条 合志市立小・中学校就学予定者の就学すべき小・中学校の指定は、別表のとおりとする。

第3条 就学すべき小・中学校の指定は、保護者（子女に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の生活の本拠をもって定めるものとする。

第4条 第2条の規定にかかわらず、必要がある場合には、特例を設けることができる。

附 則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

附 則（平成22年11月24日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年10月27日から適用する。

附 則（平成23年4月25日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成28年1月25日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月22日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年6月17日から適用する。

附 則（令和元年7月26日教委規則第1号）

改正

令和2年2月25日教育委員会規則第3号

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則別表合志楓の森中学校の項の規定にかかわらず、令和3年度に第3学年である者については、改正前の規則別表合志中学校又は西合志南中学校の項の規定を適用する。

附 則（令和2年2月25日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

学校名	通学区域
合志小学校	出分、新古閑、上古閑、御領、野付、新迫、日向、上町、横町、下町、竹迫住宅、二子、油古閑、上庄、原口、原口下、平島、鹿水、中林、後川辺、栄温泉団地、新栄温泉団地、山下団地、栄住宅、合志中央団地
合志南小学校	群（堀川以北）、すずかけ台、泉ヶ丘、笹原、桜路、桜和の丘、そらのまち
南ヶ丘小学校	群（堀川以南）、永江団地、杉並台、武蔵野台、ファーストプレイス合志、沖野台、ポレスター光の森
西合志第一小学校	立割、生坪、弘生、江良、高木、小合志、辻久保、小池、合生住宅、桑木鶴団地
西合志南小学校	須屋、上須屋、堀川、榎ノ本、西須屋団地、県営住宅、南陽、南須屋
西合志中央小学校	北、本村、辻、木原野、東、湯之端、外園、中尾、城、上生、黒松、灰塚、大池、若原、南原住宅、芝原、東大池、ユトリック団地、くぬぎヶ丘団地
西合志東小学校	黒石、新開、黒石団地、天使園、東須屋、みずき台
合志楓の森小学校	黒石原、西沖住宅、御代志、九州沖縄農研、再春荘、恵楓園、陽光台
合志中学校	合志小校区、合志南小校区、南ヶ丘小校区

西合志中学校	西合志第一小校区、西合志中央小校区
西合志南中学校	西合志南小校区、西合志東小校区
合志楓の森中学校	合志楓の森小学校区

備考

- 1 群区のうち、その保護者の生活の本拠が堀川以南にある児童については、合志南小学校へ就学することができる。
- 2 恵楓園については、合併前の校区とする。